# 物品無償譲渡契約書

譲渡人　大阪市（以下「甲」という。）と譲受人　〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の無償譲渡契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約（この契約書及び設計図書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（譲渡物品）

第２条　譲渡する物品は、甲が所有し、大阪市旭区大宮５丁目13番　学校法人常翔学園構内（以下「所在地」という。）に所在するサンフランシスコケーブルカー（以下「譲渡物品」という。）とする。

（無償譲渡）

第３条　甲は、乙が譲渡物品を展示することにより、譲渡物品の有する現物でなければ継承できない価値を未来へ継承していくため、大阪市財産条例（昭和39年３月19日条例第８号）第22条の規定に基づき、乙に譲渡物品を現状有姿のまま無償譲渡する。

（所有権の移転）

第４条　譲渡物品の所有権は、甲が乙に譲渡物品を引き渡した時、乙に移転する。

（譲渡物品の引渡し）

第５条　甲は、この契約締結後、速やかに譲渡物品を乙に引き渡し、乙は、引渡しと同時に、譲渡物品の受領書を甲に提出しなければならない。

２　乙は、譲渡物品の引渡し以後、譲渡物品を善良な管理者の注意をもって管理し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

３　乙は、令和10年１月31日までに譲渡物品を所在地から収去させなければならず、収去に要する作業の日時及び方法について、事前に甲の承認を得なければならない。

４　譲渡物品の引渡し以後、譲渡物品の管理及び収去並びに譲渡物品収去後の所在地の清掃に要する費用は、すべて乙の負担とし、乙は甲に対してその費用その他名目のいかんを問わず、金銭の支払を請求しない。

（用途及び管理）

第６条　乙は、譲渡物品を乙が所有し、又は適法に使用する権原を有する土地に設置し、令和10年３月31日までに設置を完了しなければならない。

２　乙は、前項の設置完了日から５年間、設置場所で譲渡物品を展示しなければならない。

３　乙は、前項の期間中、譲渡物品を善良な管理者の注意をもって管理し、展示に必要な点検、保守及び修理を行うものとする。これらに要する費用は、すべて乙の負担とし、乙は甲に対してその費用その他名目のいかんを問わず、金銭の支払を請求しない。

４　乙は、譲渡物品の修理、改造、展示の中断をしようとするときは、あらかじめ甲に書面で通知し、甲の承認を得なければならない。

５　乙は、譲渡物品の滅失、毀損その他の事由により展示の継続が困難となったときは、速やかに甲に通知し、その後の措置について甲と協議しなければならない。

（契約不適合責任）

第７条　乙は、譲渡物品が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない場合であっても、甲に対し、譲渡物品の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し、損害賠償又はこの契約の解除を請求することができず、甲は一切の責任を負わない。ただし、甲がこの契約の締結の時に当該不適合を知りながら乙に告げなかった場合は、この限りでない。

（契約の費用）

第８条　この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第９条　この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（裁判管轄）

第10条　この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

大阪市北区中之島１丁目３番20号
甲　　大阪市
大阪市長　横山　英幸

住　所
乙　　名　称
代表者